

(様式第5号)

旧苅田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業

資料貸与申込書

平成 年 月 日

津山市長 様

住 所

商号又は名称

印

代表者の氏名

旧苅田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業に関する資料について、守秘義務の遵守項目へ承諾した上で、貸与を申し込みます。

貸与希望資料 (該当する項目に□)	施設改修工事着手時点における設計図等 関係法令の許認可資料
担当者氏名	
部 署	
資料送付先 住所	
メールアドレス	
電話番号	
守秘義務の遵守項目 (該当する項目に□)	以下、守秘義務の遵守項目へ 同意します 同意しません

守秘義務の遵守項目

第1条(利用の目的)

- 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

- 3 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 4 当社は、守秘義務対象資料等の市から提供される資料は、参考のために提供されるものであり、市はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第2条（秘密の保持）

当社は、市から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、市から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

市から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、また当社が旧苅田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業の実施に係る応募を行わなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄等）

- 1 守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれに限りません。）は平成31年3月20日までに（以下「期間終了日」といいます。）すべて破棄又は消去することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、期間終了後以降も存続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。